

川崎市立学校教育活動実施に係る自動体外式除細動器貸出要項

(趣旨)

第1条 この要項は、川崎市立学校において実施する教育活動において、緊急事態に対応できるよう、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出の対象とする教育活動)

第2条 貸出の対象とする教育活動は、次のとおりとする。

- (1) 修学旅行
- (2) 自然教室
- (3) 遠足
- (4) 社会科見学
- (5) その他教育長が特に必要と認めたもの

(申請)

第3条 AEDの貸出を希望する川崎市立学校の長（以下「校長」という。）は、川崎市立学校教育活動実施に伴うAED借用申請書（以下「申請書」という。）を、教育活動が実施される1週間前までに教育長宛てに提出しなければならない。

(貸出)

第4条 教育長は、前条の規定により貸出の申請があった場合に、内容を審査のうえ貸出が必要と認めるときは、川崎市立学校教育活動実施に伴うAED貸出許可書（以下「許可書」という。）を利用開始日までに申請のあった校長宛てに交付し、AEDの貸出を許可する。

(貸出・返却場所)

第5条 AEDの貸出・返却場所は、教育委員会事務局学校教育部健康教育課とする。

(貸出・返却手続)

第6条 校長は許可書を教育長に提示し、AEDの貸出を受けるものとする。教育長は校長から許可書の提示があった場合は、速やかにAEDを貸出すものとする。

2 教育長は校長からAEDが返却された場合は、AEDの破損・不具合の有無及び消耗品の過不足を確認する。

(日常点検及び不具合の報告)

第7条 教育長は、AEDがいつでも使用できる状態を保つため、点検を行うものとする。

附 則

この要項は、平成23年6月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年3月13日から施行する。

川崎市立学校教育活動実施に伴う A E D 借用申請書

令和 年 月 日

健康教育課長 様

申請学校名 _____

校 長 名 _____

台 数	台		
貸出（希望）日時	令和 年 月 日（ ）	担当者	【 】
返却（希望）日時	令和 年 月 日（ ）	担当者	【 】
使用目的			
取扱責任者名			

※申請書の提出前に、担当まで電話で仮申請してください。

(問合せ先：健康教育課 学校体育・水泳授業担当 電話 200-0756)

川崎市立学校教育活動実施に伴うAED貸出許可書

令和 年 月 日

川崎市立 学校長 様

教育委員会事務局健康教育課長

台 数	
貸出日時	
返却日時	
使用目的	

注意)

- ① 受取・返却時間は、8：30～17：00のうち、協議の上決定いたします。
- ② AEDの取扱・管理については、細心の注意をお願いします。
- ③ 貸出期間は最短期間となるよう調整をお願いいたします。
- ④ 上記事項に著しく違反するものについては、貸出を中止する等の処置をとることがありますので、ご注意願います。

(問合せ：健康教育課 学校体育・水泳授業担当 Tel 200-0756)